

武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例の一部を改正する条例

武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例（昭和58年7月武蔵野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前					
(開館時間)					
第3条 劇場の開館時間は、 <u>午前10時から午後11時まで</u> とする。					
ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。					
別表（第6条関係）					
1 市民等が使用する場合					
(単位 円)					
区分		午前	午後	夜間	全日
		<u>午前10時から正午まで</u>	午後1時から午後5時まで	午後6時から <u>午後11時まで</u>	<u>午前10時から午後11時まで</u>
小劇場	平日	<u>5,600</u>	16,800	<u>26,600</u>	45,000
	土曜日、日曜日及び休日	<u>6,700</u>	20,100	<u>31,900</u>	54,000
小ホール		<u>2,700</u>	5,600	<u>8,400</u>	15,600
2 市民等以外の者が使用する場合					
(単位 円)					
区分		午前	午後	夜間	全日
		<u>午前10時から正午まで</u>	午後1時から午後5時まで	午後6時から <u>午後11時まで</u>	<u>午前10時から午後11時まで</u>
小劇場	平日	<u>6,700</u>	20,100	<u>31,900</u>	54,000
	土曜日、				

場	日曜日及 び休日	<u>8,000</u>	24,100	<u>38,200</u>	64,800
小ホール		<u>3,200</u>	6,700	<u>10,000</u>	18,700

備考

1 から 6 まで (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の別表の規定による施設の使用に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

開館時間の見直しに伴い、所要の改正をするものである。

場	日曜日及 び休日	<u>12,000</u>	24,100	<u>30,400</u>	64,800
小ホール		<u>4,800</u>	6,700	<u>8,000</u>	18,700

字句の改正

字句の改正

備考

1 から 6 まで (略)

7 夜間又は全日の区分を使用する場合において、指定管理者は特に必要があると認めるときは市長の承認を得て午後10時から午後10時30分までの使用を承認し、当該使用の承認をした日の夜間の区分に係る規定使用料(2、3又は4に該当するときは、それぞれに定める額)の2割に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。

7 の追加